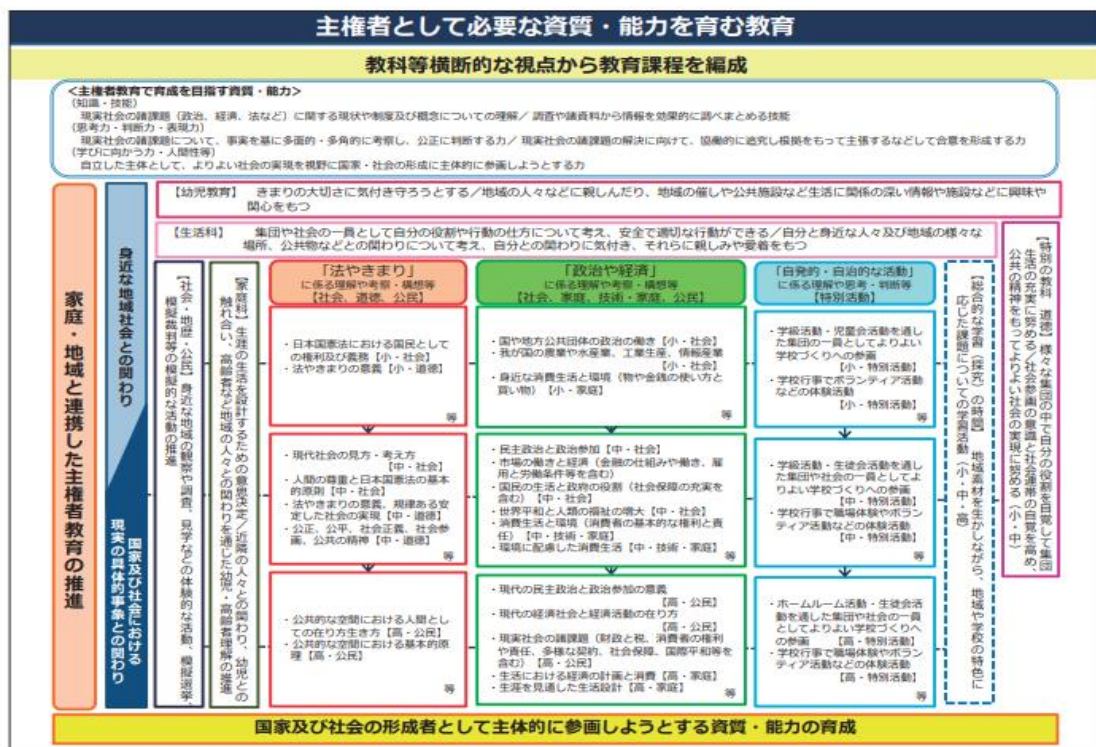


■ 主権者教育について

教育基本法第14条は、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」こと及び、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」ことを規定しています。このことから、学校教育においては、政治的中立性を確保しつつ、これからの時代を生きる子どもたちが平和で民主的な国家及び社会の形成に主体的に参画できるよう、主権者として必要な資質・能力を育成するための教育を行うことが当然に要請されていると言えます。

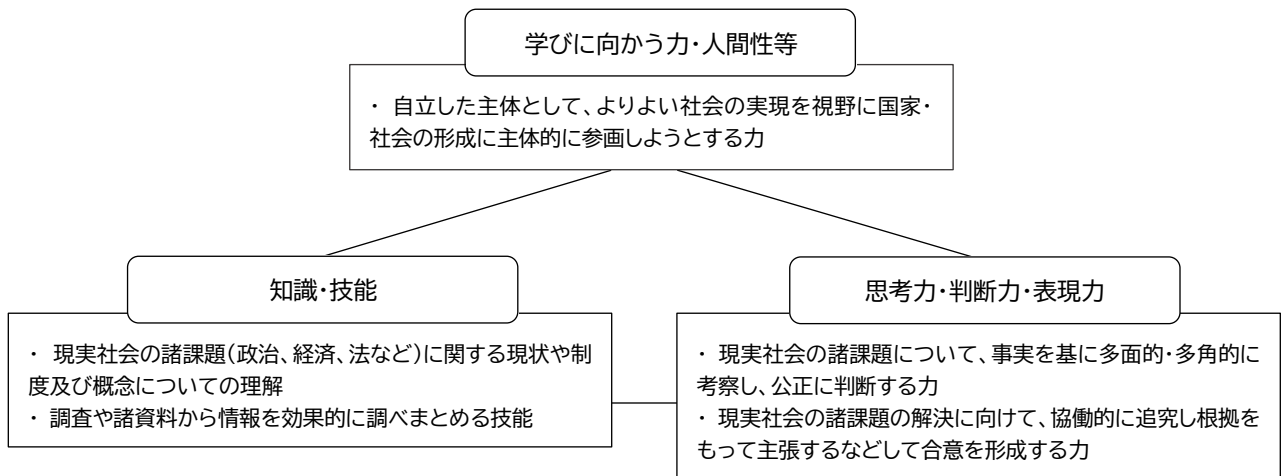
平成28年の中央教育審議会答申においては、主権者として必要な資質・能力の具体的な内容について、「国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力である」とし、その上で、これらの力を教科等横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要であると指摘しています。

こうしたことから、主権者教育の指導においては、単に政治や経済等の「仕組み」についての理解や、知識の習得に終始することなく、現実社会の諸課題について仲間とともに協働的に解決していく経験を通して、論理的思考力や公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を育む必要があると言えます。また、主権者教育で扱う課題には唯一絶対の答えはなく、こうした「答えが一つに定まらない問い」を追究する学びの過程を経て、子どもたちがこれからの時代を生き抜くために「何ができるようになるか」、ということについて我々教員が想像し、生徒一人一人の能力や可能性を捉えた上で体系的な指導を行うことが重要です。



参考：幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別紙（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/12/27/1380902_2.pdf

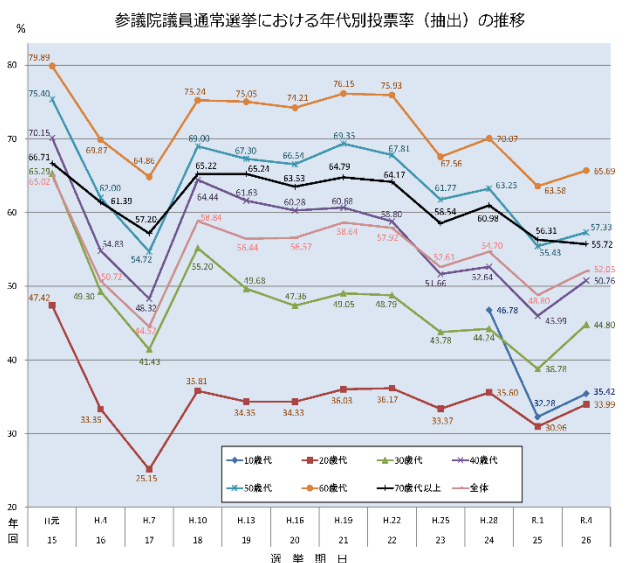
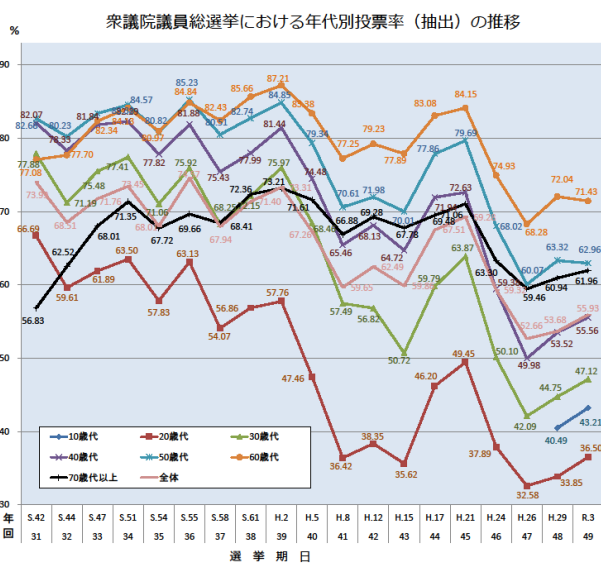
● 主権者教育で育成を目指す資質・能力



県教育委員会では、選挙権年齢の引下げに伴い、平成 28 年に「高等学校等における政治的教養を育む教育の推進について」を示し、各校においてはこれまで、3 年間（4 年間）を見通した指導計画を作成し、取組の成果を検証しながら政治的教養を育む教育の充実に取り組んできました。この間、我が国では、5 度の国政選挙が執行されましたが、いずれにおいても 10 代・20 代の若者の投票率は、他の年代の投票率と比較して低位にある状況が続いています。

今年度、成年年齢が引き下げられ、若者の社会参画の促進が期待される中、学習指導要領においては、主権者教育の中核をなす必修科目「公共」が新たに設置され、これまで以上に具体的かつ実践的な指導の充実を図ることが求められています。

これらのことを受け、主権者教育については、各校において策定した計画に基づき、教育課程全体を通じた体系的な指導を行うとともに、その指導においては、生徒が社会との関わりを実感できるよう、学校や地域における身近な課題を取り扱ったり、専門家や関係諸機関との連携を図ったりするなど、創意工夫を凝らした取組を一層推進いただくようお願いします。



参考：国政選挙における年代別投票率について（総務省）
https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/